SBI Global Asset Management

証券コード 4765

臨時株主総会
招集ご通知

日時	2025年11月21日（金曜日） 午前10時
場所	パレスホテル東京 葵（2階） 東京都千代田区丸の内1-1-1

●末尾の「臨時株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようにご注意ください。
●本臨時株主総会は、インターネットでライブ配信（生中継）いたします。

目次

株主の皆様へ…… 1
臨時株主総会招集ご通知…… 2
株主総会参考書類
第１号議案　吸収合併契約承認の件…… 5
第２号議案　取締役１名選任の件……44

SBIグローバルアセットマネジメント株式会社

株主の皆様へ

代表取締役社長
朝倉　智也

株主の皆様には平素より格別のご支援とご高配を賜り、心より御礼申し上げます。
当社は創業以来、「顧客中心主義」の理念のもと、豊富で偏りのない投資情報の提供と良質かつ低コストの運用商品の提供に努め、投資家一人一人の最適な資産形成の実現に貢献してまいりました。その結果、現在では、ＳＢＩグループの５つの主要な事業分野の一つである「資産運用事業」の中核企業としての位置づけを確立し、その使命に真摯に取り組んでおります。

ＳＢＩグループは資産運用事業において、2028年3月末迄にその運用残高を20兆円とする目標を掲げております。2025年9月末現在で約12.0兆円にまで拡大している運用残高を更に飛躍的に発展させるためには、グループ全体の総力を結集することが重要であることは言うまでもなく、その中核としての当社の責任はますます大きくなるものと考えております。

当社は近年、資産運用事業の拡大に注力し、2019年2月の米国の資産運用会社Carret Asset Management の子会社化、2022年8月の資産運用会社３社（ＳＢＩ地方創生アセットマネジメント、ＳＢＩボンド・インベストメント・マネジメント及びＳＢＩアセットマネジメント）の合併による現ＳＢＩアセットマネジメントへの移行、2022年10月の新生インベストメント・マネジメントの子会社化（2023年4月にＳＢＩアセットマネジメントと合併）など、スピード感を持ってその戦略を推進しており、直近では、ＳＢＩ岡三アセットマネジメントの子会社化を本年8月20日に公表し、9月11日に完了しております。

当社では、更なる成長と飛躍のために、資産運用事業を集約し、営業・マーケティング戦略の一体化を図るとともに、管理機能の効率性向上とコスト削減を推進し、より強固で持続的な経営基盤を構築していくことが重要であると考えております。
その実現のためには、ＳＢＩグループの運用各社が一丸となって、グループの理念である「顧客中心主義の徹底」をより一層推進していくことが不可欠です。こうした取り組みを通じて、受益者・お客さまの利益のさらなる向上と信頼の深化に繋げてまいります。
以上の考えに基づき、当社はこの度の臨時株主総会においてお諮りしているＳＢＩレオスひふみ株式会社との合併を検討してまいりました。
今後は、様々な特色を持つ資産運用会社を傘下に擁し、それぞれが独自の運用方針や商品戦略を展開する一方で、ＳＢＩグループ共通の理念を共有し、相互に補完し合う新たなアセットマネジメントビジネスの形を築いてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご理解とご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

２025年11月

株 主 各 位

証券コード　4765
（発送日）2025年11月6日
（電子提供措置開始日）2025年10月30日
東京都港区六本木一丁目6番1号
ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社
代表取締役　**朝倉　智也**

臨時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご支援を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後述の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年11月20日（木曜日）午後5時45分までに、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
【郵送による議決権の行使】
　議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。
【インターネットによる議決権の行使】
　後述の「インターネットによる議決権の行使のご案内」をご参照のうえ、上記の行使期限までに議決権を行使してください。
敬　具

記

1 日　　時	**2025年11月21日（金曜日）午前10時**
2 場　　所	東京都千代田区丸の内1-1-1 **パレスホテル東京　葵（2階）** 末尾の「臨時株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようにご注意ください。
3 目的事項	**決議事項**　第１号議案　吸収合併契約承認の件 第２号議案　取締役１名選任の件

■ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛の表示があったものとして取り扱います。
■当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
■当日の議事進行は日本語で行います。通訳者（手話通訳者を含みます）の同席をご希望の場合は、当日受付にてお申し出願います。
■代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面として、委任状および委任者の議決権行使書用紙のご提出が必要となります。
■株主総会参考書類に修正が生じた場合には、次頁の各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
■株主総会当日までの状況により、会場や開始時刻その他の総会運営に変更が生じる場合がございます。変更後の内容は後述の各ウェブサイトに掲載させていただきます。
■本総会の決議結果につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト（https://www.sbiglobalam.co.jp/）

電 子 提 供 措 置 に つ い て

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっております。下記ウェブサイトのいずれかにアクセスのうえ、掲載の「臨時株主総会招集ご通知」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】
https://www.sbiglobalam.co.jp/ir/meeting/index.html
（アクセス後、メニューより「株主還元・株主優待」「株主総会」の順にお進みください。）

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（アクセス後、「銘柄名（会社名）」に「ＳＢＩグローバルアセットマネジメント」または「コード」に当社証券コード「4765」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄へお進みください。）

※電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにその旨、 修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

※電子提供措置事項のうち、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次の事項を記載しておりません。
・株主総会参考書類の「第1号議案 吸収合併契約承認の件」のうち、「ＳＢＩレオスひふみ株式会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容」

「株主総会」および「経営近況報告会」をインターネットでライブ配信（生中継）いたします。

「株主総会」「経営近況報告会」をご来場いただかなくてもリアルタイムで御覧いただけますので、ご利用ください。

なお、株主総会のライブ配信では、議決権行使はできません。
事前にインターネットないし郵送による議決権行使をお願いいたします。

「臨時株主総会のインターネットライブ配信」のページ

配信開始時刻　　2025年11月21日（金）　09:55 ～

当社ホームページ ⇒ 株主還元・株主優待 ⇒ 株主総会
⇒ 臨時株主総会のインターネットライブ配信

こちらのページで以下のＩＤ・パスワードをご入力ください
ＩＤ　　パスワード

インターネットによる議決権行使のご案内

書面による議決権行使に代えて「議決権行使ウェブサイト」にて議決権の行使が可能です。

ＱＲコードを読み取る方法

ログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

議決権行使書用紙右片に記載のログイン用ＱＲコードを読み込んだ後、画面の案内に従ってご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://evote.tr.mufg.jp/**

議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインした後、画面の案内に従ってご入力ください。

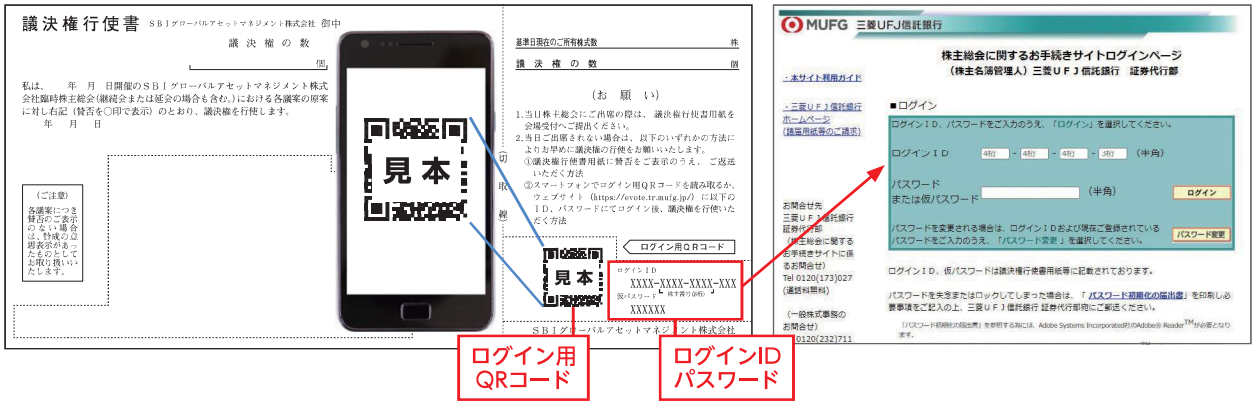

(1) 行使期限は2025年11月20日（木曜日）午後5時45分までとなります。
(2) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。
(3) インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
(4) パスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
(5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

(ご注意)
・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。弊社が電話等でパスワードをお尋ねすることはありません。
・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。
・**ご不明点は、株主名簿管理人である三菱ＵＦＪ信託銀行 証券代行部までお問い合わせください。**

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
証券代行部（ヘルプデスク）

(1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル　**0120-173-027**（9：00～21：00）
(2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル　**0120-232-711**（平日 9：00～17：00）

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

株主総会参考書類

第１号議案　吸収合併契約承認の件
（当社とＳＢＩレオスひふみ株式会社との吸収合併契約承認の件）

当社とＳＢＩレオスひふみ株式会社（以下「レオスひふみ」といい、当社と合わせ「両社」といいます。）は、2025年９月30日、当社を吸収合併存続会社、レオスひふみを吸収合併消滅会社とし、2025年12月１日（予定）を合併の効力発生日とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）に係る合併契約（以下「本合併契約」といいます。）を締結いたしました。　つきましては、本合併契約の承認をお願いするものです。

１．本合併を行う理由

（1）合併の背景

ＳＢＩグループは、証券事業、銀行事業及び保険事業を中心とする「金融サービス事業」、投資信託の設定、募集、運用などの投資運用や投資助言を行う「資産運用事業」、ベンチャーキャピタルファンド等を運営するプライベートエクイティ事業を中心とする「ＰＥ投資事業」、暗号資産交換業等を運営する「暗号資産事業」、並びに、バイオ・ヘルスケア、メディカルインフォマティクス分野やＷｅｂ３関連の先進的な分野に取り組む事業等が含まれる「次世代事業」を中心に事業を行っております。

当社はＳＢＩホールディングス株式会社（以下「ＳＢＩＨＤ」といいます。）を中心とするＳＢＩグループにおいて、上記の主要な５つの事業分野のうちの一つである資産運用事業における中核会社と位置付けられ、レオスひふみ、ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社（以下「ＳＢＩ岡三ＡＭ」といいます。）と併せてＳＢＩグループの同事業を牽引しております。

レオスひふみは、その子会社であるレオス・キャピタルワークス株式会社（以下「レオスキャピタル」といいます。）による2024年４月１日付の単独株式移転により設立された中間持株会社でありますが、レオスキャピタルがＳＢＩファイナンシャルサービシーズ株式会社による子会社化によりＳＢＩグループとなった2020年４月当初より、当社、レオスキャピタル、ＳＢＩ岡三ＡＭではその取り扱う運用商品の差別化により棲み分けを行ってまいりました。

その中で、ＳＢＩグループでは、2028年３月期中に、グループにおける資産運用残高を20兆円とする目標を掲げ、2025年８月末現在の11.7兆円からの更なる飛躍的な成長を目指しておりますが、その達成、引いては、ＳＢＩグループにおける資産運用事業の確実な成長・発展による果実を、「顧客中心主義の徹底」というＳＢＩグループの事業構築の基本観に基づき、更なるお客さまの便益性向上に繋げていくためには、グループ内でのより効率的かつ機動的な事業運営が必要不可欠であると考えていることに加え、地政学リスク等に起因した不安定なマーケッ

トの動向等、資産運用事業を担う各社を取り巻く足元の事業環境等を踏まえ、グループとしての総合力を活かした収益力の強化や事業運営コストの抑制を行っていくことが急務であると考えております。そのための方策の一つとして、当社は、当社がグループ内の資産運用事業等を一元的に統括する体制を整えることが有用であると考え、まずは、その一環として、2025年８月20日、当社を株式交付親会社、ＳＢＩ岡三ＡＭを株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」といいます。）を行うことについて決定し、2025年９月11日に本株式交付の効力が発生し、ＳＢＩ岡三ＡＭは、当社の子会社となっております（本株式交付に係る詳細は、当社が2025年８月20日に公表いたしました「ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社の株式交付（簡易株式交付）による子会社化及び子会社（特定子会社）の異動のお知らせ」をご参照ください。）。

このように当社を中心とするＳＢＩグループにおける資産運用事業においては、グループ内のリソースの結集を図りつつあります。

(2) 本合併の目的

ＳＢＩグループでは、例えば証券事業においては他社に先行して国内株式の売買手数料無料化を実施するなど、「顧客中心主義」を徹底し、金融に関する様々なニーズを有するお客さまに対し、高い競争力を有する商品・サービスを提供してきたものと自負しておりますが、今後もお客さまの利益の最大化を図るべく、グループの総力の結集を図ることが重要であると考えております。ＳＢＩグループ内の資産運用事業の運営の観点からは、当社として、ＳＢＩ岡三ＡＭに加えて、レオスひふみとも有機的な連携を発展させること、具体的には、商品戦略上の棲み分け等でより緊密な情報伝達を行うことによる業務推進面の効率化や、重複する管理部門の削減等による合理化の推進など、グループ内各社を一元的に統括することが、グループ全体での当事業の競争力の強化につながり、それが更なる「顧客中心主義」の実現、個人投資家等の受益者の利益に資するものと考えております。世界経済が一層不透明さを増す環境下においては、ＳＢＩ岡三ＡＭとの連携の本格化から、早期にグループとしての事業統括の一本化を完成させることが重要であり、これが結果的に各ステークホルダーの利益にも適うものであると考えるに至りました。

その後、この基本的な考えについては、同じＳＢＩグループに属する当社、レオスひふみの両社とも異論がなかったことから、事業連携の強化について、本合併その他の手法の選択も含めた協議を開始し、2025年８月下旬から９月下旬にかけて、両社間で法務及び財務のデュー・デリジェンス（以下「ＤＤ」といいます。）を相互に実施いたしました。加えて、税務ＤＤについては当社がレオスひふみに対して実施しております。これらのＤＤを踏まえ、慎重に検討を重ねてまいりました。その結果、両社としては、事業統合のシナジー等を最大化するためには、グループの資産運用事業を統括する会社を一本化し、その下に、アセットマネジメント事業を営む各社を配置する形態が望ましいとの結論に達し、両社が合併するという手法の選択が、上述の基本的な考え方にも

最も合致し、両社の企業価値向上には最適であると判断したため、本合併契約の締結に至ったものです。なお、レオスひふみは、2023年４月25日にレオスキャピタルとして上場してから短期間での上場廃止となりますが、当該上場以降、ＳＢＩグループにおいて、ＳＢＩグループにおける資産運用事業の確実な成長・発展による果実を、「顧客中心主義の徹底」というＳＢＩグループの事業構築の基本観に基づき、更なるお客さまの便益性向上に繋げていくためには、グループ内でのより効率的かつ機動的な事業運営が必要不可欠であると考え、また、グループとしての総合力を活かした収益力の強化や事業運営コストの抑制を行っていくことが急務であるとの考えを持つに至ったことから、本合併を行う選択をいたしました。

２．吸収合併契約の内容の概要

当社とレオスひふみが2025年９月30日付で締結した本合併契約の内容は、【別添】「吸収合併契約書」をご参照ください。

３．会社法施行規則191条に定める内容の概要

（1）会社法第749条第１項第２号及び第３号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第１号）

①　本合併の方式

当社を吸収合併存続会社、レオスひふみを吸収合併消滅会社とする吸収合併方式により実施いたします。

②　本合併に係る割当ての内容

	当社（吸収合併存続会社）	レオスひふみ（吸収合併消滅会社）
本合併に係る割当比率	1	0.36

（注１）本合併に係る割当比率（以下「本合併比率」といいます。）
レオスひふみの株式１株に対して、当社の株式0.36株を割当て交付します。ただし、本合併の効力発生日直前（以下「基準時」といいます。）にレオスひふみが保有する自己株式5,968,700株（2025年９月30日現在）については、本合併による株式の割当ては行いません。

（注２）本合併により交付する当社の株式数：普通株式35,169,156株
上記の交付株式数は、レオスひふみにおいて、2025年４月１日から2025年９月29日までの間に新株予約権の行使により発行された244,000株にも本合併により株式の割当てが行われることを加味しておりますが、今後、レオスひふみの株主から株式買取請求権の行使がなされるなどして、基準時までの間にレオスひふみの自己株式数の変動等が生じた場合には、修正される可能性があります。
また、本合併により当社が交付する株式は、全て新たに当社の普通株式を発行することを想定しています。

（注３）単元未満株式の取扱い

本合併により当社の単元未満株式（100株未満の株式）を保有することになるレオスひふみの株主の皆様におかれましては、当社に関する以下の制度をご利用いただくことができるほか、一部証券会社で取り扱っている単元未満株式での売買が可能です。なお、金融商品取引市場においては単元未満株式を売却することはできません。

① 単元未満株式の買増制度（１単元（100株）への買増し）

会社法第194条第１項及び当社の定款の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対し、自己の保有する単元未満株式と合わせて１単元（100株）となる数の当社株式を売り渡すことを請求し、これを買増すことができる制度です。

② 単元未満株式の買取制度（１単元（100株）未満株式の売却）

会社法第192条第１項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対し、自己の保有する単元未満株式の買取を請求することができる制度です。

（注４）１株に満たない端数の処理

本合併に伴い、当社株式１株に満たない端数の割当を受けることとなるレオスひふみの株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定めに従い、１株に満たない端数部分に応じた金額を現金でお支払いいたします。

③ 本合併に係る割当ての内容の根拠等

ア 割当ての内容の根拠及び理由

当社及びレオスひふみは、上記「１．本合併を行う理由」の「(2)本合併の目的」のとおり、本合併を含む事業連携の強化の手法を検討するにあたり、ＳＢＩＨＤが当社及びレオスひふみそれぞれの親会社であることから、本合併を行う場合には、両社にとって支配株主との重要な取引等に該当し、両社は、公正性を担保する必要があると判断し、下記「ウ 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）」に記載のとおり、当社は株式会社ＫＩＣ（以下「ＫＩＣ」といいます。）を、レオスひふみはＥＹストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社（以下「ＥＹ」といいます。）をそれぞれ第三者算定機関として選定いたしました。そして、両社は、それぞれ、当該第三者算定機関に対し、合併比率の算定を依頼し、当該第三者算定機関による算定結果を参考に、かつ、両社それぞれが相手方に対して実施したＤＤの結果等を踏まえて、それぞれ両社の財務状況、資産状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社の間で合併比率について慎重に交渉・協議を複数回にわたり重ねてまいりました。また、当社においては、下記「ウ 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）」に記載のとおり、2025年９月30日付で、独立役員５名（うち社外取締役３名、社外監査役２名）から意見書を取得したことに加えて、当社の第三者算定機関であるＫＩＣによる合併比率の算定結果のうち、市場株価法及びディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「ＤＣＦ法」といいます。）による算定結果のレンジを踏まえ、また、別途両社の規模を比較するための数値として、双方の時価総額の１か月平均、３か月平均の数値も考慮し、両社間で合併比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記「②本合併に係る割当ての内容」

に記載の本合併比率が妥当であるとの判断に至り、合意いたしました。具体的には本合併における合併比率については、当社の第三者算定機関であるＫＩＣによる合併比率の算定結果のうち、株式市場における客観的な指標である市場株価法、直近の両社の財務状況や将来の見通し等の要因を総合的に勘案して算定されているＤＣＦ法による算定結果のいずれも考慮した上で、市場株価法による算定結果のレンジを上回る一方で、ＤＣＦ法による算定結果のレンジの中央値付近であり、算定結果の全体のレンジの範囲内であることに加えて、上記「１．本合併を行う理由」の「(2)本合併の目的」のとおり、本合併が両社の企業価値向上には最適であり、当社の少数株主においてもその利益を享受できることから、当社の少数株主の利益を損なうものではなく妥当であるとの判断に至りました。レオスひふみにおいては、下記「ウ　公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）」に記載のとおり、2025年９月30日付で、独立役員である社外取締役３名（中村利江氏、垣内俊哉氏及び三木桂一氏）から意見の入手をしたことに加えて、レオスひふみの第三者算定機関であるＥＹによる合併比率の算定結果のうち、市場株価法及びＤＣＦ法による算定結果のレンジを踏まえ、両社間で合併比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記「②本合併に係る割当ての内容」に記載の本合併比率が妥当であるとの判断に至り、合意いたしました。具体的には本合併における合併比率については、レオスひふみの第三者算定機関であるＥＹによる合併比率の算定結果のうち、市場株価法及びＤＣＦ法による算定結果のいずれも考慮した上で、市場株価法による算定結果のレンジを上回り、かつ、ＤＣＦ法による算定結果のレンジの上限付近であり、算定結果の全体のレンジの範囲内であることに加えて、上記「１．本合併を行う理由」の「(2)本合併の目的」のとおり、本合併が両社の企業価値向上には最適であり、レオスひふみの少数株主においてもその利益を享受できることから、レオスひふみの少数株主の利益を損なうものではなく妥当であるとの判断に至りました。このように、両社は、それぞれ、第三者算定機関による算定結果を参考に、かつ相手方に対して実施したＤＤの結果等を踏まえて、それぞれの財務の状況、両社の時価総額、１株当たり利益といったファンダメンタルズ面の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案しながら、慎重に交渉・協議を重ねるとともに、独立役員から取得した意見等も踏まえた上で、それぞれ2025年９月30日に開催された両社の取締役会において、本合併比率により本合併を行うことを決定し、合意いたしました。なお、かかる両社の取締役会においては、下記「ウ　公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）」に記載のとおり、利害関係を有しない取締役全員の承認を得ており、かつ、利害関係を有しない監査役全員が異議がない旨の意見を述べております。なお、本合併比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上、変更することがあります。

イ　算定に関する事項

（ア）算定機関の名称並びに当社及びレオスひふみとの関係

当社の第三者機関であるＫＩＣは、当社及びレオスひふみの関連当事者には該当せず、当社及びレオスひふみとの間で重要な利害関係を有しません。なお、本合併に係るＫＩＣに対する報酬は、本合併の成否にかかわらず支払われる固定報酬であります。

また、レオスひふみの第三者機関であるＥＹは、当社及びレオスひふみの関連当事者には該当せず、当社及びレオスひふみとの間で重要な利害関係を有しません。なお、レオスひふみは、ＥＹに対し、本合併に係る算定業務に関して固定報酬を支払うこととしております。

なお、当社は、レオスひふみの財務情報等の客観的な資料及びレオスひふみに対して実施したＤＤの結果を総合的に考慮し、かつ、両社間での協議・交渉を経て本合併比率を決定していることから、第三者算定機関からフェアネス・オピニオンは取得しておりません。

また、レオスひふみは、当社の財務情報等の客観的な資料及び当社に対して実施したＤＤの結果を総合的に考慮し、かつ、両社間での協議・交渉を経て本合併比率を決定していることから、第三者算定機関からフェアネス・オピニオンは取得しておりません。

（イ）算定の概要

当社は、合併比率の算定にあたって公正性を担保するため、ＫＩＣを第三者算定機関として選定し、合併比率の算定を依頼し、2025年９月29日付で、以下の内容を含む合併比率算定報告書（以下「本合併比率算定報告書（当社）」といいます。）を取得いたしました。

ＫＩＣによる両社の株式価値の算定手法は以下のとおりです。

ＫＩＣは、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場に上場している当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び東京証券取引所グロース市場に上場しているレオスひふみの普通株式（以下「レオスひふみ株式」といいます。）の価値の算定手法として、複数の株式価値算定手法の中から当社株式及びレオスひふみ株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、両社が継続企業であるとの前提の下、当社株式及びレオスひふみ株式の株式価値についてそれぞれ多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社株式が東京証券取引所プライム市場に、レオスひふみ株式が東京証券取引所グロース市場にそれぞれ上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、両社において将来の財務予測が存在することから、将来の事業活動の状況を算定に反映するために永久成長率に基づくＤＣＦ法を用いて、当社株式及びレオスひふみ株式の１株当たりの株式価値の算定をそれぞれ行いました。

上記の各方式において算定された、当社株式の１株当たりの株式価値を１とした場合の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

採用手法		合併比率の算定結果
当社	レオスひふみ	
市場株価法		0.30～0.34
ＤＣＦ法		0.22～0.47

市場株価法では、2025年９月29日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場における当社株式の基準日終値630円、直近１ヶ月間の終値単純平均値643円、直近３ヶ月間の終値単純平均値638円及び直近６ヶ月間の終値単純平均値637円並びに東京証券取引所グロース市場におけるレオスひふみ株式の基準日終値215円、直近１ヶ月間の終値単純平均値212円、直近３ヶ月間の終値単純平均値205円及び直近６ヶ月間の終値単純平均値194円を基に、当社株式の１株当たりの株式価値の範囲を630円～643円、レオスひふみ株式の１株当たりの株式価値の範囲を194円～215円とそれぞれ算定しております。

ＤＣＦ法では、当社については、当社が作成した2026年３月期から2030年３月期までの財務予測及び一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が2026年３月期第１四半期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を算定しております。その際、8.0％～10.0％の割引率を採用しております。また、継続価値の算定については永久成長率法を採用し、0.0％～2.0％の永久成長率を採用しております。その結果、当社株式の１株当たりの株式価値の範囲を582円～876円と算定しております。レオスひふみについてはレオスひふみが作成した2026年３月期から2028年３月期までの財務予測及び一般に公開された情報等の諸要素を前提として、レオスひふみが2026年３月期第１四半期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いてレオスひふみの企業価値や株式価値を算定しております。その際、9.2％～11.2％の割引率を採用しております。また、継続価値の算定については永久成長率法を採用し、0.0％～2.0％の永久成長率を採用しております。その結果、レオスひふみ株式の１株当たりの株式価値の範囲を189円～272円と算定しております。

当社についての財務予測においては、大幅な増益を見込んでおります。具体的には、2027年３月期において運用資産残高（以下「ＡＵＭ」といいます。）の増加等を要因として、営業利益については2027年３月期に前年度対比で44％の増益となることを見込んでおります。また、大幅なフリー・キャッシ

ュ・フローの増減を見込んでいる事業年度が含まれています。具体的には、ＡＵＭの増加等を要因とする売上高の成長に伴う増益により、フリー・キャッシュ・フローについては2027年３月期に前年度対比で38％の増加を、2028年３月期に前年度対比で45％の増加を見込んでおります。また、本合併の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、当該財務予測には加味していません。

また、レオスひふみについての財務予測においては、大幅な増益を見込んでおります。具体的には、ＡＵＭの増加等を要因として、営業利益については2027年３月期に前年度対比で38％の増益となることを見込んでおります。また、大幅なフリー・キャッシュ・フローの増減を見込んでいる事業年度が含まれています。具体的には、運転資本増減の計算における売上債権及び仕入債務の増減等を要因として、2027年３月期に前年度対比で47％の減少を、2028年３月期に前年度対比で150％の増加を見込んでおります。また、本合併の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、当該財務予測には加味しておりません。

なお、ＫＩＣは合併比率の算定に際して、両社から開示された文書及び調査協力者に対するインタビューに依拠して作成しているため、開示されていない文書又は情報について何ら依拠するものではなく、また、これらの文書及び情報の正確性や完全性について何らの責任を負うものではありません。ＫＩＣが合併比率の算定に際して依拠した情報の範囲は、両社から任意に提供された範囲に限られており、ＫＩＣが求めた全ての資料及び情報が網羅的に提供されたものではなく、より包括的な精査によって認識される問題点を認識していない可能性があります。また、ＫＩＣが実施した合併比率の分析は、合併比率に関するフェアネス・オピニオン等の意見表明業務ではなく、当社は本合併における合併比率が当社の普通株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

他方、レオスひふみは、合併比率の算定にあたって公正性を期すため、ＥＹを第三者算定機関として選定し、合併比率の算定を依頼し、以下の内容を含む合併比率算定報告書（以下「本合併比率算定報告書（レオスひふみ）」といいます。）を取得いたしました。

ＥＹは、両社の株式価値の算定手法として、両社株式が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（2025年９月29日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの１ヶ月、３ヶ月及び６ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しており

ます。）を採用して算定を行いました。また、将来の事業活動の状況を株式価値算定に反映するために、ＤＣＦ法を採用して算定を行いました。各算定手法による、当社株式の１株当たりの株式価値を１とした場合の合併比率の算定結果は以下のとおりです。

採用手法		合併比率の算定結果
当社	レオスひふみ	
市場株価法		0.30～0.34
ＤＣＦ法		0.31～0.38

市場株価法では、2025年９月29日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場における当社株式の基準日終値630円、直近１ヶ月間の終値単純平均値643円、直近３ヶ月間の終値単純平均値638円及び直近６ヶ月間の終値単純平均値637円並びに東京証券取引所グロース市場におけるレオスひふみ株式の基準日終値215円、直近１ヶ月間の終値単純平均値212円、直近３ヶ月間の終値単純平均値205円及び直近６ヶ月間の終値単純平均値194円を基に、当社株式の１株当たりの株式価値の範囲を630円～643円、レオスひふみ株式の１株当たりの株式価値の範囲を194円～215円とそれぞれ算定しております。

ＤＣＦ法では、当社については、当社が作成した2026年３月期から2030年３月期までの財務予測について、レオスひふみが2029年３月期及び2030年３月期の計画を除くことにより調整した2026年３月期から2028年３月期までの財務予測及び一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が2026年３月期第３四半期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を算定しております。その際、7.8％～9.0％の割引率を採用しております。また、継続価値の算定については永久成長率法を採用し、2.0％の永久成長率を採用しております。その結果、当社株式の１株当たりの株式価値の範囲を585円～673円と算定しております。レオスひふみについてはレオスひふみが作成した2026年３月期から2028年３月期までの財務予測及び一般に公開された情報等の諸要素を前提として、レオスひふみが2026年３月期第３四半期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いてレオスひふみの企業価値や株式価値を算定しております。その際、9.2％～12.2％の割引率を採用しております。また、継続価値の算定については永久成長率法を採用し、2.0％の永久成長率を採用しております。その結果、レオスひふみ株式の１株当たりの株式価値の範囲を182円～259円と算定しております。

ＥＹがＤＣＦ法による算定の前提とした当社の財務予測において、大幅な増益を見込んでいる事業年

度が含まれております。具体的には、ＡＵＭの増加等により、営業利益については2027年３月期に前年度対比で44％の増益を、また、フリー・キャッシュ・フローについては2027年３月期に前年度対比で111％の増加を、2028年３月期に前年度対比で37％の増加を見込んでおります。

また、ＥＹがＤＣＦ法による算定の前提としたレオスひふみの財務予測において、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、ＡＵＭの増加等により、営業利益については2027年３月期に前年度対比で38％の増益を、また、フリー・キャッシュ・フローについては2027年３月期に前年度対比で117％の増加を、2028年３月期に前年度対比で33％の増加を見込んでおります。レオスひふみの財務予測は以下の通りです。なお、財務予測は、取締役会の承認を受けた期初事業計画に基づいています。記載の数値は、レオスひふみが期初時点で株式マーケットの情勢などについて合理的と考えられる前提に基づき予算管理のために策定した事業計画であり、これらの前提については様々な不確実性が存在していることから、当期の業績を予想するものではありません。

（単位：百万円）

	2026年３月期	2027年３月期	2028年３月期
営業収益	12,907	16,324	18,183
ＥＢＩＴＤＡ	2,562	3,427	3,598
営業利益	2,168	2,991	3,128
フリー・キャッシュ・フロー	456	991	1,318

なお、両社の財務予測は、本合併の実施を前提としておりません。

ＥＹは、上記合併比率の算定に際して、当社、レオスひふみから提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則そのまま採用し、採用した情報等が、全て正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証を行っておりません。当社、レオスひふみ及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。ＥＹの算定は、2025年９月29日現在までに入手可能な情報等及び経済条件を前提としたものであります。なお、ＥＹの算定は、レオスひふみの業務執行を決定する機関が合併比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

ウ　公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）

本合併は、ＳＢＩＨＤが当社及びレオスひふみそれぞれの親会社であることから、両社にとって支配株主との重要な取引等に該当し、両社は、公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含みます。）をとりました。

（ア）独立した第三者算定機関からの合併比率算定書の取得

両社は、本合併における合併比率の公正性を担保する観点から、上記「ア　割当ての内容の根拠及び理由」のとおり、それぞれ両社から独立した第三者算定機関に合併比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として、真摯に交渉・協議を行い、本合併比率により本合併を行うことを、2025年９月30日開催の両社の取締役会にて、それぞれ決議しました。

なお、両社は、いずれも各第三者算定機関から合併比率の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

（イ）当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本合併に関するリーガル・アドバイザーとして、三浦法律事務所を選任し、三浦法律事務所から、本合併は、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める支配株主との重要な取引等に該当することから、これに係る遵守事項を遵守すべく、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を講じる必要があること、本合併における具体的な措置としては、独立した第三者算定機関からの本合併比率算定報告書（当社）の取得、独立した法律事務所からの助言及び特別利害関係のある取締役を取締役会に参加させないことなどの措置を講じ、これらを踏まえて独立役員からの意見の取得を行う必要があるなど、当社の意思決定方法に関する法的助言を受けております。なお、三浦法律事務所は、当社及びレオスひふみから独立しており、重要な利害関係を有しません。

（ウ）レオスひふみにおける独立した法律事務所からの助言

レオスひふみは、本合併に関するリーガル・アドバイザーとして、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業を選任し、本合併に係る手続、意思決定の方法及び過程等に関する法的助言を受けております。なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業は、当社及びレオスひふみから独立しており、重要な利害関係を有しません。

（エ）当社における独立役員からの意見の取得並びに当社の独立役員を含む利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

本合併は同一の親会社を持つ会社同士の取引として支配株主との取引等に該当いたします。そのため、当社は、2025年９月30日付で、独立役員５名（うち社外取締役３名、社外監査役２名）から意見の入手を行っております。当社が入手した意見の概要は以下のとおりです。

・ 当社の独立役員であるビリー・ウェード・ワイルダー氏（社外取締役）、山澤光太郎氏（社外取締役）、堀江明弘氏（社外取締役）、長野和郎氏（社外監査役）及び小竹正信氏（社外監査役）は、本合併の目的、その本合併比率を含む本合併に係る合併契約の内容とその根拠が適切であるか否かという観点から検討を行った結果、以下のとおり本合併の目的、条件及び決定過程については合理性が認められることから、当該決定が、少数株主にとって不利益なものではないとの判断に至ったため、その旨、意見を表明しています。

・ 本合併は、ＳＢＩグループにおける主要な５つの事業分野の一つである資産運用事業を当社が一元的に統括する体制を整え、ＳＢＩグループ全体として、商品戦略上の棲み分け等でより緊密な情報伝達を行うことによる業務の効率化や、重複する管理部門の削減等による合理化を達成し、当社の資産運用事業における中核会社としての位置付けを更に強化するものであること。

・ 本合併は、その条件の決定に係るプロセスの独立性・透明性・客観性を高めるために、両社において、上記「ウ　公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）」記載の措置を経て、その決定が行われることとなっていること。

・ 本合併比率は、両社が互いに実施したＤＤの結果、両社の財務状況、業績動向、株価の動向等の要因をそれぞれ総合的に勘案し、レオスひふみとの複数回にわたる協議・交渉の結果、決定されたものであり、かつ、当社が依頼した第三者算定機関であるＫＩＣによる合併比率の算定結果のうち、株式市場における客観的な指標である市場株価法、直近の両社の財務状況や将来の見通し等の要因を総合的に勘案して算定されているＤＣＦ法による算定結果のいずれも考慮した上で、市場株価法による算定結果のレンジ（0.30～0.34）を上回る一方で、ＤＣＦ法による算定結果のレンジ（0.22～0.47）の中央値付近であり、算定結果の全体のレンジの範囲内のものであること。

・ 上記算定結果の前提として、①当社の株式が東京証券取引所プライム市場に、レオスひふみの株式が東京証券取引所グロース市場にそれぞれ上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、両社において将来の財務予測が存在することから、将来の事業活動の状況を算定に反映するために永久成長率に基づくＤＣＦ法を用いたという算定手法の選定理由及び②ＤＣＦ法による算定に用いられた両社の財務予測についても、妥当なものであること。

また、当社は、本合併に関する議案を決議した2025年９月30日に開催した取締役会においては、親会社であるＳＢＩアセットマネジメントグループ株式会社（以下「ＳＢＩAMG」といいます。）取締役会長とＳＢＩＨＤ代表取締役会長兼社長（ＣＥＯ）を兼務している北尾吉孝、ＳＢＩAMG代表取締役社長及び吸収合併消滅会社であるレオスひふみ取締役を兼務する朝倉智也を除く、他の３名の取締役及び３名の監査役により審議の上、当該３名の取締役の全員の賛成により本合併の実施を決議しております。

なお、当社代表取締役社長の朝倉智也は、当社の親会社であるＳＢＩAMG代表取締役社長、ＳＢＩＨＤ代表取締役副社長及びレオスひふみ取締役を兼務しており、利益相反を回避する観点から、当社の立場で本合併に係る協議・交渉に参加しておらず、本合併につき特別の利害関係を有する取締役として当社の取締役会の審議及び議決に参加しておりません。また、当社取締役の北尾吉孝はＳＢＩAMG取締役会長及びＳＢＩＨＤ代表取締役会長兼社長（ＣＥＯ）を兼務しておりますが、利益相反を回避する観点から、当社の立場で本合併に係る協議・交渉に参加しておらず、本合併につき特別の利害関係を有する取締役として当社における取締役会の審議及び議決に参加しておりません。

（オ）レオスひふみにおける独立役員からの意見の取得並びにレオスひふみの独立役員を含む利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

本合併は同一の親会社を持つ会社同士の取引として支配株主との取引等に該当いたします。そのため、レオスひふみは、2025年９月30日付で、独立役員である社外取締役３名（中村利江氏、垣内俊哉氏及び三木桂一氏）から意見の入手を行っております。レオスひふみが入手した意見の概要は以下のとおりです。

レオスひふみは、支配株主と利害関係を有しないレオスひふみの社外取締役であり、かつ独立役員である中村利江氏、垣内俊哉氏及び三木桂一氏に対して、本合併に関するレオスひふみの決定が同社の少数株主にとって不利益なものではないか否かの検討を依頼し、３氏より、以下の(ⅰ)乃至(ⅲ)のとおりであるから、本合併に関するレオスひふみの決定はレオスひふみの少数株主にとって不利益なものではないとする旨の意見書を取得しております。

（ⅰ）本合併は、事業統合のシナジー等の最大化を実現するため行われるものであり、その目的は合理的であると認められる。なお、レオスひふみは、2023年４月25日にレオス・キャピタルワークス株式会社として上場してから短期間での上場廃止となるが、ＳＢＩグループにおいて、ＳＢＩグループにおける資産運用事業の確実な成長・発展による果実を、「顧客中心主義の徹底」というＳＢＩ

グループの事業構築の基本観に基づき、更なるお客さまの便益性向上に繋げていくためには、グループ内でのより効率的かつ機動的な事業運営が必要不可欠であると考え、本合併を行う選択をしており、当該選択に不合理な点は認められない。

（ⅱ）本合併比率算定の前提となる事業計画等の各種データが恣意的に作成されたものではなく、客観的・合理的な予測に基づくものであると認められること、本合併比率は、本合併比率算定報告書（レオスひふみ）における市場株価法の上限を上回っており、かつＤＣＦ法のレンジの範囲内であること、本合併比率は当社とレオスひふみとの間の独立当事者間の交渉の結果決定されたものであると認められることから、本合併比率を含む本合併の条件には妥当性が確保されていると認められる。

（ⅲ）本合併においては、本書の開示による株主の適切な判断機会の確保のための対応、意思決定過程における恣意性の排除、外部専門家の独立したアドバイスの取得、独立した第三者算定機関からの本合併比率算定報告書（レオスひふみ）等の取得等の公正な手続を通じて、レオスひふみの株主の利益への十分な配慮がなされていると認められる。

また、レオスひふみは、本合併に関する議案を決議した2025年９月30日に開催した取締役会においては、ＳＢＩＨＤ代表取締役副社長及びレオスひふみ取締役を兼務する朝倉智也を除く、他の８名の取締役及び４名の監査役により審議の上、当該８名の取締役の全員の賛成により本合併の実施を決議しております。

なお、レオスひふみ取締役の朝倉智也は、ＳＢＩＨＤ代表取締役副社長及び当社代表取締役社長を兼務しており、利益相反を回避する観点から、レオスひふみの立場で本合併に係る協議・交渉に参加しておらず、本合併につき特別の利害関係を有する取締役としてレオスひふみの取締役会の審議及び議決に参加しておりません。

④　吸収合併存続会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本合併により増加する当社の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第35条又は第36条の定めるところに従い、当社が定めます。当該額については、機動的な資本政策の観点から相当であると判断される額といたします。

(2) 会社法第749条第１項第４号及び第５号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第２号）

当社は、本合併に際して、基準時における以下の表の①から③までの第１欄に掲げるレオスひふみの新株予約権の各新株予約権者に対し、その所有するレオスひふみの新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、同①から③までの第２欄に掲げる当社の新株予約権を割当て交付いたします。

各新株予約権者に対して新たに交付する当社の新株予約権（第２欄）は、レオスひふみの各新株予約権（第１欄）の目的である株式の数を本合併の合併比率に応じて調整した、実質的に同一の条件となる新株予約権であり、その内容は相当と判断しております。

なお、レオスひふみは新株予約権付社債を発行しておりません。

	第１欄		第２欄	
	名称	内容	名称	内容
①	ＳＢＩレオスひふみ株式会社第１回新株予約権	吸収合併契約書の別紙４－①－１記載	ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社第５回新株予約権	吸収合併契約書の別紙４－①－２記載
②	ＳＢＩレオスひふみ株式会社第２回新株予約権	吸収合併契約書の別紙４－②－１記載	ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社第６回新株予約権	吸収合併契約書の別紙４－②－２記載
③	ＳＢＩレオスひふみ株式会社第３回新株予約権	吸収合併契約書の別紙４－③－１記載	ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社第７回新株予約権	吸収合併契約書の別紙４－③－２記載

(3) 吸収合併消滅会社について次に掲げる事項（会社法施行規則第191条第３号）

① 最終事業年度に係る計算書類等の内容

レオスひふみの最終事業年度に係る計算書類等の内容につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様にお送りする書面には記載しておりません。

招集ご通知３ページに記載の各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

② 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

・ レオスひふみは、2025年５月７日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条に基づき同社子会社の取締役及び従業員に対し、同社第３回新株予約権を発行することを決議し、同年５月28日付けで14,240個を発行しております。

・ レオスひふみは、2025年５月21日開催の取締役会において、同社子会社であるレオス・キャピタルワークス株式会社から８億円を期間１年間で借り入れることを決議いたしました。

・ レオスひふみは、2025年６月19日開催の取締役会において、GO株式会社の新設分割会社に対して払込時期を2025年９月上旬として、１億2100万円の投資を行うことを決議し、同月９日に払込みをしております。

・ レオスひふみは、2025年10月15日開催の取締役会において、同社が保有する有形固定資産の一部、投資有価証券及び関係会社出資金を、下記の金額で同社子会社であるレオス・キャピタルワークス株式会社に対して売却することを決議いたしました。これによる売却損益は発生しない見込みです。

① 有形固定資産　２億6950万円
② 投資有価証券　１億5100万円
③ 関係会社出資金　1986万円

(4) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第191条第５号）

・ 当社は、2025年８月20日付で、当社を株式交付親会社、ＳＢＩ岡三ＡＭを株式交付子会社、効力発生日を2025年９月11日とする本株式交付を実施いたしました。本株式交付に伴い、当社は、ＳＢＩ岡三ＡＭの普通株式の譲渡人であるＳＢＩＡＭGに対し、当社の普通株式13,128,343株を対価として交付しました。本株式交付に伴い、ＳＢＩ岡三ＡＭは、当社の子会社（特定子会社）に該当することとなりました。

・ 当社子会社であるＳＢＩ岡三ＡＭが、2025年９月30日に、ＯＣＰ１号投資事業有限責任組合及びＯＣＰ２号投資事業有限責任組合の無限責任組合員である岡三キャピタルパートナーズ株式会社の株式の譲渡を受けたことにより、ＯＣＰ１号投資事業有限責任組合及びＯＣＰ２号投資事業有限責任組合は、当社の子会社（特定子会社）に該当することとなりました。

・ 本合併に伴い、本合併の効力発生日である2025年12月１日（予定）をもって、レオス・キャピタルワークス株式会社及びRheosCP１号投資事業有限責任組合は、当社の子会社（特定子会社）となる見込みです。

以　上

（別添）

吸収合併契約書

ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社（以下「甲」という。）及びＳＢＩレオスひふみ株式会社（以下「乙」という。）は、甲と乙との吸収合併に関し、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（合併の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併する（以下「本合併」という。）。

第２条（商号及び住所）

本合併の当事会社の商号及び住所は、次の各号に掲げるとおりである。

(1) 甲（吸収合併存続会社）

商号：ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社

住所：東京都港区六本木一丁目６番１号

(2) 乙（吸収合併消滅会社）

商号：ＳＢＩレオスひふみ株式会社

住所：東京都千代田区丸の内一丁目11番１号

第３条（本合併に際して交付する金銭等及びその割当に関する事項）

1．甲は、本合併に際して、本合併の効力が生ずる時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（但し、甲及び乙を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対して、その所有する乙の株式に代わる金銭等として、基準時において本割当対象株主が所有する乙の普通株式に代わり、乙が基準時に発行している普通株式（会社法第785条第１項に基づく株式買取請求に係る株式を除く。以下、本条において同じ。）の総数に0.36（以下「本合併比率」という。）を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。

2．前項の対価の割当てについては、甲は、本割当対象株主に対して、その所有する乙の普通株式数に本合併比率を乗じて得た数の甲の普通株式を割り当てる。

3．甲が前二項に従って本割当対象株主に交付する甲の普通株式の数に１株に満たない端数がある場合、会社法第234条その他関係法令の規定に基づき処理するものとする。

第４条（本合併に際して交付する新株予約権及びその割当に関する事項）

1．甲は、本合併に際して、基準時における以下の表の①から③までの第１欄に掲げる乙の新株予約権の新株予約権者に対し、その所有する乙の新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、同①から③までの第２欄に掲げる甲の新株予約権を交付する。

	第１欄		第２欄	
	名称	内容	名称	内容
	ＳＢＩレオスひふみ株式会社第１回新株予約権	別紙４－①－１記載	ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社第５回新株予約権	別紙４－①－２記載
	ＳＢＩレオスひふみ株式会社第２回新株予約権	別紙４－②－１記載	ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社第６回新株予約権	別紙４－②－２記載
	ＳＢＩレオスひふみ株式会社第３回新株予約権	別紙４－③－１記載	ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社第７回新株予約権	別紙４－③－２記載

2．前項の対価の割当てについては、甲は、基準時における前項の表の①から③までの第１欄に掲げる乙の新株予約権の各新株予約権者に対し、その所有する乙の新株予約権１個につき、それぞれ同①から③までの第２欄に掲げる新株予約権１個を割り当てる。

第５条（資本金及び準備金の額に関する事項）

本合併により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第35条又は第36条の定めるところに従い、甲が定めるものとする。

第６条（合併の効力発生日）

本合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2025年12月１日とする。但し、本合併の手続の進行その他の事由に応じ必要があるときは、甲乙が協議の上、これを変更することができる。

第７条（株主総会の承認等）

１．甲及び乙は、効力発生日の前日までに、本契約及び本合併に必要な事項に関する株主総会の承認を得るものとする。

２．甲及び乙は、効力発生日の前日までに、法令上、効力発生日前に本合併の実行に必要とされる許認可等の取得、届出その他一切の手続きを行うものとする。

第８条（会社財産の承継）

乙は、乙の一切の資産、債務、契約その他の権利義務を効力発生日において甲に承継させ、甲はこれを承継する。

第９条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、その業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲乙が協議し、合意の上、これを行う。

第10条（本契約の変更及び解除）

本契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙いずれかの資産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じたとき、又は本合併の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、甲乙は速やかに協議し合意の上、本合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、(ⅰ)効力発生日の前日までに、第７条第１項に定める甲又は乙の株主総会において承認が得られないとき、(ⅱ)効力発生日の前日までに、第７条第２項に定める本合併の実行に必要な許認可等が得られないとき、又は(ⅲ)前条に従い本契約が解除されたときは、その効力を失う。

第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲乙が協議の上、これを定める。

以　上

【別紙４－①－１】

ＳＢＩレオスひふみ株式会社第１回新株予約権の概要

(1) 本新株予約権の名称

ＳＢＩレオスひふみ株式会社第１回新株予約権

(2) 本新株予約権の割当日

2024年４月１日（月）

(3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類はＳＢＩレオスひふみ株式会社（以下、本概要において「当社」という。）普通株式とし、新株予約権１個当たりの目的である株式の数は800株とする。

なお、当社が当社普通株式につき無償割当て、株式分割又は株式併合を行なう場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×無償割当て・分割・併合の比率

また、上記に掲げた事由によるほか、付与株式数の調整をすることが適切な場合には、当社は、取締役会決議により、必要と認める調整を行うものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(4) 本新株予約権の払込金額

無償とする。

(5) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その金額は、本新株予約権１個当たり、本新株予約権の行使により発行する株式１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、上記(3)に定める本新株予約権１個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とし、当初の行使価額は金171円とする。ただし、下記(6)に定める事由が生じた場合、上記行使価額も同様に調整される。

(6) 行使価額の調整

① 本新株予約権発行後、以下の各事由が生じたときは、以下の各規定に従い行使価額を調整するものとする。

ア 当社が株式分割又は株式併合を行なう場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

調整後の行使価額は、株式分割の場合はその基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。

イ　当社が時価（下記②イに規定される時価をいう。以下同じ。）を下回る価額（無償割当ての場合を含む。）で普通株式を発行し又は当社の保有する普通株式を処分する場合（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合、又は当社の発行した取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに行なう場合を除く。）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式中の既発行株式数には当社が保有する普通株式数を含まないものとし、また、新規発行株式数には処分する当社が保有する普通株式数を含むものとし、その場合の１株当たり払込金額は１株当たり処分価額と読み替えるものとする。

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、当社の普通株式の株主（以下、「普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

ウ　当社が時価を下回る価額をもって普通株式を発行しもしくは当社の保有する普通株式を処分する旨の定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって普通株式を発行しもしくは当社の保有する普通株式を処分することを請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権又は新株予約権のすべてが発行当初の条件で取得又は行使されたものとみなして、上記イに規定する行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日、また、無償割当ての場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

②　ア　行使価額の調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

イ　行使価額調整式で使用する時価は、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場される前においては、調整後の行使価額を適用する日の前日において有効な行使価額を適用し、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された場合においては、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の当該金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を切り捨てる。）を適用する。

③　上記①アないしウのほか、当社が資本金の額の減少、合併、会社分割、株式交換を行なう場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行なうものとする。

④　上記①又は③により行使価額の調整を行なったときは、当社は新株予約権原簿に記載された本新株予約権者に通知するものとする。

(7)　本新株予約権を行使することができる期間

2024年４月１日から2031年12月15日までとする。

(8)　本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 本新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権者は、本新株予約権行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることもしくは当社と顧問契約を締結していることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由の存する場合で、当社の取締役会が特に認めて本新株予約権者に書面で通知したときは、地位喪失後６か月以内（ただし、権利行使期間内に限る。）又は権利行使期間開始の日より６か月以内のいずれかの期間内に限り権利行使することができる。

② その他の事由及び条件については、当社と本新株予約権者との間で締結する本割当契約に定めるところによる。

(10) 新株予約権の取得事由及び取得の条件

① 当社が下記(12)に定める組織再編行為を行なう場合であって、同(12)に定める再編対象会社の新株予約権の交付を行なわない場合には、当社は、取締役会が別に定める日において、本新株予約権を無償にて取得することができる。

② 本新株予約権者が、上記(9)①に定める本新株予約権の行使の条件を満たさず、本新株予約権を行使できなくなった場合は、取締役会が別に定める日において、本新株予約権を無償で取得できる。

③ その他の事由及び条件については、当社と本新株予約権者との間で締結する本割当契約に定めるところによる。

(11) 本新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

(12) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合には、当該組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、以下の条件に従い、吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社（以下、これらを総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に従い再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する新株予約権の数

組織再編行為の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。

② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、付与株式数につき合理的な調整がなされた数（以下、「承継後付与株式数」という。）とする。新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、払込価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後付与株式数を乗じた額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記(7)に定める本新株予約権の行使可能期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記(7)に定める本新株予約権の行使可能期間の満了日までとする。

⑥　新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑦　新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由及び取得の条件

上記(9)及び(10)に準じて決定する。

⑧　譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

以　上

【別紙４－①－２】

ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社第５回新株予約権の概要

(1) 本新株予約権の名称

ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社第５回新株予約権

(2) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類はＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社（以下、本概要において「当社」という。）普通株式とし、新株予約権１個当たりの目的である株式の数は288株とする。

なお、当社が当社普通株式につき無償割当て、株式分割又は株式併合を行なう場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×無償割当て・分割・併合の比率

また、上記に掲げた事由によるほか、付与株式数の調整をすることが適切な場合には、当社は、取締役会決議により、必要と認める調整を行うものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(3) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その金額は、本新株予約権１個当たり、本新株予約権の行使により発行する株式１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、上記(2)に定める本新株予約権１個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とし、当初の行使価額は金475円とする。ただし、下記(4)に定める事由が生じた場合、上記行使価額も同様に調整される。

(4) 行使価額の調整

① 本新株予約権発行後、以下の各事由が生じたときは、以下の各規定に従い行使価額を調整するものとする。

ア 当社が株式分割又は株式併合を行なう場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

調整後の行使価額は、株式分割の場合はその基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。

イ 当社が時価（下記②イに規定される時価をいう。以下同じ。）を下回る価額（無償割当ての場合を含む。）で普通株式を発行し又は当社の保有する普通株式を処分する場合（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合、又は当社の発行した取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに行なう場合を除く。）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式中の既発行株式数には当社が保有する普通株式数を含まないものとし、また、新規発行株式数には処分する当社が保有する普通株式数を含むものとし、その場合の１株当たり払込金額は１株当たり処分価額と読み替えるものとする。

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、当社の普通株式の株主（以下、「普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

ウ　当社が時価を下回る価額をもって普通株式を発行しもしくは当社の保有する普通株式を処分する旨の定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって普通株式を発行しもしくは当社の保有する普通株式を処分することを請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権又は新株予約権のすべてが発行当初の条件で取得又は行使されたものとみなして、上記イに規定する行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日、また、無償割当ての場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

②　ア　行使価額の調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

イ　行使価額調整式で使用する時価は、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場される前においては、調整後の行使価額を適用する日の前日において有効な行使価額を適用し、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された場合においては、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の当該金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を切り捨てる。）を適用する。

③　上記①アないしウのほか、当社が資本金の額の減少、合併、会社分割、株式交換を行なう場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行なうものとする。

④　上記①又は③により行使価額の調整を行なったときは、当社は新株予約権原簿に記載された本新株予約権者に通知するものとする。

(5)　本新株予約権を行使することができる期間

2025年12月１日から2031年12月15日までとする。

(6)　本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(7)　本新株予約権の行使の条件

①　本新株予約権者は、本新株予約権行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることもしくは当社と顧問契約を締結していることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由の存する場合で、当社の取締役会が特に認めて本新株予約権者に書面で通知したときは、地位喪失後６か月以内（ただし、権利行使期間内に限る。）又は権利行使期間開始の日より６か月以内のいずれかの期間内に限り権利行使することができる。

②　その他の事由及び条件については、当社と本新株予約権者との間で締結する本割当契約に定めるところによる。

(8)　新株予約権の取得事由及び取得の条件

①　当社が下記(10)に定める組織再編行為を行なう場合であって、同(10)に定める再編対象会社の新株予約権の交付を行なわない場合には、当社は、取締役会が別に定める日において、本新株予約権を無償にて取得することができる。

② 本新株予約権者が、上記(7)①に定める本新株予約権の行使の条件を満たさず、本新株予約権を行使できなくなった場合は、取締役会が別に定める日において、本新株予約権を無償で取得できる。

③ その他の事由及び条件については、当社と本新株予約権者との間で締結する本割当契約に定めるところによる。

(9) 本新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

(10) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合には、当該組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、以下の条件に従い、吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社（以下、これらを総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に従い再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する新株予約権の数

組織再編行為の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。

② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、付与株式数につき合理的な調整がなされた数（以下、「承継後付与株式数」という。）とする。新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、払込価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後付与株式数を乗じた額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記(5)に定める本新株予約権の行使可能期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記(5)に定める本新株予約権の行使可能期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑦ 新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由及び取得の条件

上記(7)及び(8)に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

以　上

【別紙４－②－１】

ＳＢＩレオスひふみ株式会社第２回新株予約権の概要

１．本新株予約権の名称

ＳＢＩレオスひふみ株式会社第２回新株予約権

２．新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権１個あたりの発行価額は、300円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、ＳＢＩレオスひふみ株式会社（以下、本概要において「当社」という。）の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

３．新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権１個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式800株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、１株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金155円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の１株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「１株あたり払込金額」を「１株あたり処分金額」に、「新規発行前の１株あたりの時価」を「自己株式処分前の１株あたりの時価」にそれぞれ読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2025年７月１日から2029年８月１日（但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2025年３月期から2027年３月期までのいずれかの期において、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載される、本新株予約権の株式報酬費控除前の営業利益が2,500百万円を超過し、かつ割当日から行使期間の満了日までの間に、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも250円以上となった場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

なお、上記における本新株予約権の株式報酬費控除前の営業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成してない場合には損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

４．新株予約権の割当日

2024年８月１日

５．新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記３．(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6．組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記３．(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記３．(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記６．(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記３．(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記３．(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記３．(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記３．(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記５に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7．新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

8．新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2024年８月１日

9．申込期日

2024年７月25日

以　上

【別紙４－②－２】

ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社第６回新株予約権の概要

(1) 本新株予約権の名称

ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社第６回新株予約権

(2) 新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権１個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社（以下、本概要において「当社」という。）普通株式288株とする。

なお、付与株式数は、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、１株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金431円とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の１株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「１株あたり払込金額」を「１株あたり処分金額」に、「新規発行前の１株あたりの時価」を「自己株式処分前の１株あたりの時価」にそれぞれ読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

③　新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2025年12月１日から2029年８月１日（但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

④　増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（ア）本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

（イ）本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)記載の資本金等増加限度額から、上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤　譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑥　新株予約権の行使の条件

（ア）新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2025年３月期から2027年３月期までのいずれかの期において、レオス・キャピタルワークス株式会社及びレオス・キャピタルパートナーズ株式会社の損益計算書に記載される、本新株予約権の株式報酬費並びにそれぞれが関係会社に支払う経営管理料及び出向料控除前の営業利益の合計が2,500百万円を超過した場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

なお、上記における本新株予約権の株式報酬費控除前の営業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成してない場合には損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

（イ）新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

（ウ）新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

（エ）本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

（オ）各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

(3) 新株予約権の取得に関する事項

①　当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

②　新株予約権者が権利行使をする前に、上記(2)⑥に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(4) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(2)①に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(2)②で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(4)③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記(2)③に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記(2)③に定める行使期間の末日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(2)④に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧ その他新株予約権の行使の条件

上記(2)⑥に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の取得事由及び条件

上記(3)に準じて決定する。

⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(5) 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

以　上

【別紙４－③－１】

ＳＢＩレオスひふみ株式会社第３回新株予約権の概要

(1) 本新株予約権の名称

ＳＢＩレオスひふみ株式会社第３回新株予約権

(2) 本新株予約権の割当日

2025年５月28日

(3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、ＳＢＩレオスひふみ株式会社（以下、本概要において「当社」という。）普通株式100株とする。

なお、当社が当社の普通株式につき無償割当て、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×無償割当て・分割・併合の比率

また、上記に掲げた事由によるほか、付与株式数の調整をすることが適切な場合には、当社は、必要と認める調整を行うものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(4) 本新株予約権の払込金額

本新株予約権の払込金額は、金5,860円とする。

(5) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権１個当たり、本新株予約権の行使により発行する株式１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

当初の行使価額は、金186円とする。

なお、下記(6)に定める事由が生じた場合、上記行使価額も同様に調整される。

(6) 行使価額の調整

① 本新株予約権発行後、以下の各事由が生じたときは、以下の各規定に従い行使価額を調整するものとする。

ア 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

調整後の行使価額は、株式分割の場合はその基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。

イ　当社が時価（下記②イに規定される時価をいう。以下同じ。）を下回る価額（無償割当ての場合を含む。）で普通株式を発行し又は当社の保有する普通株式を処分する場合（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合、又は当社の発行した取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに行う場合を除く。）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式中の既発行株式数には当社が保有する普通株式数を含まないものとし、また、新規発行株式数には処分する当社が保有する普通株式数を含むものとし、その場合の１株当たり払込金額は１株当たり処分価額と読み替えるものとする。

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

ウ　当社が時価を下回る価額をもって普通株式を発行しもしくは当社の保有する普通株式を処分する旨の定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって普通株式を発行しもしくは当社の保有する普通株式を処分することを請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権又は新株予約権のすべてが発行当初の条件で取得又は行使されたものとみなして、上記イに規定する行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日、また、無償割当ての場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

②　ア　行使価額の調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

イ　行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を切り捨てる。）を適用する。

③　上記①アないしウのほか、当社が資本金の額の減少、合併、会社分割、株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとする。

④　上記①又は③により行使価額の調整を行ったときは、当社は新株予約権原簿に記載された本新株予約権者に通知するものとする。

(7)　本新株予約権を行使することができる期間

2027年６月１日から2035年４月30日までとする。

(8)　本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 本新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権者は、本新株予約権行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることもしくは当社と顧問契約を締結していることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由の存する場合で、当社の取締役会が特に認めて本新株予約権者に書面で通知したときは、地位喪失後６か月以内（ただし、権利行使期間内に限る。）又は権利行使期間開始の日より６か月以内のいずれかの期間内に限り権利行使することができる。

② その他の事由及び条件については、当社と本新株予約権者との間で締結する本割当契約に定めるところによる。

(10) 新株予約権の取得事由及び取得の条件

① 当社が下記(12)に定める組織再編行為を行う場合であって、同(12)に定める再編対象会社の新株予約権の交付を行わない場合には、当社は、取締役会が別に定める日において、本新株予約権を無償にて取得することができる。

② 本新株予約権者が、上記(9)①に定める本新株予約権の行使の条件を満たさず、本新株予約権を行使できなくなった場合は、取締役会が別に定める日において、本新株予約権を無償で取得できる。

③ その他の事由及び条件については、当社と本新株予約権者との間で締結する本割当契約に定めるところによる。

(11) 本新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

(12) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合には、当該組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、以下の条件に従い、吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社（以下、これらを総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に従い再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する新株予約権の数

組織再編行為の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。

② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、付与株式数につき合理的な調整がなされた数（以下、「承継後付与株式数」という。）とする。新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、払込価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後付与株式数を乗じた額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記(7)に定める本新株予約権の行使可能期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記(7)に定める本新株予約権の行使可能期間の満了日までとする。

⑥　新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑦　新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由及び取得の条件

上記(9)及び(10)に準じて決定する。

⑧　譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(13) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2025年５月28日

以　上

【別紙４－③－２】

ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社第７回新株予約権の概要

(1) 本新株予約権の名称

ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社第７回新株予約権

(2) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社（以下、本概要において「当社」という。）普通株式36株とする。

なお、当社が当社の普通株式につき無償割当て、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×無償割当て・分割・併合の比率

また、上記に掲げた事由によるほか、付与株式数の調整をすることが適切な場合には、当社は、必要と認める調整を行うものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(3) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権１個当たり、本新株予約権の行使により発行する株式１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

当初の行使価額は、517円とする。

なお、下記(4)に定める事由が生じた場合、上記行使価額も同様に調整される。

(4) 行使価額の調整

① 本新株予約権発行後、以下の各事由が生じたときは、以下の各規定に従い行使価額を調整するものとする。

ア 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

調整後の行使価額は、株式分割の場合はその基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。

イ 当社が時価（下記②イに規定される時価をいう。以下同じ。）を下回る価額（無償割当ての場合を含む。）で普通株式を発行し又は当社の保有する普通株式を処分する場合（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合、又は当社の発行した取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに行う場合を除く。）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式中の既発行株式数には当社が保有する普通株式数を含まないものとし、また、新規発行株式数には処分する当社が保有する普通株式数を含むものとし、その場合の１株当たり払込金額は１株当たり処分価額と読み替えるものとする。

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

ウ　当社が時価を下回る価額をもって普通株式を発行しもしくは当社の保有する普通株式を処分する旨の定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって普通株式を発行しもしくは当社の保有する普通株式を処分することを請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権又は新株予約権のすべてが発行当初の条件で取得又は行使されたものとみなして、上記イに規定する行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日、また、無償割当ての場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

②　ア　行使価額の調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

イ　行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を切り捨てる。）を適用する。

③　上記①アないしウのほか、当社が資本金の額の減少、合併、会社分割、株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとする。

④　上記①又は③により行使価額の調整を行ったときは、当社は新株予約権原簿に記載された本新株予約権者に通知するものとする。

(5)　本新株予約権を行使することができる期間

2027年６月１日から2035年４月30日までとする。

(6)　本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(7)　本新株予約権の行使の条件

①　本新株予約権者は、本新株予約権行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることもしくは当社と顧問契約を締結していることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由の存する場合で、当社の取締役会が特に認めて本新株予約権者に書面で通知したときは、地位喪失後６か月以内（ただし、権利行使期間内に限る。）又は権利行使期間開始の日より６か月以内のいずれかの期間内に限り権利行使することができる。

②　その他の事由及び条件については、当社と本新株予約権者との間で締結する本割当契約に定めるところによる。

(8)　新株予約権の取得事由及び取得の条件

①　当社が下記(10)に定める組織再編行為を行う場合であって、同(10)に定める再編対象会社の新株予約権の交付を行わない場合には、当社は、取締役会が別に定める日において、本新株予約権を無償にて取得することができる。

②　本新株予約権者が、上記(7)①に定める本新株予約権の行使の条件を満たさず、本新株予約権を行使できなくなった場合は、取締役会が別に定める日において、本新株予約権を無償で取得できる。

③　その他の事由及び条件については、当社と本新株予約権者との間で締結する本割当契約に定めるところによる。

(9) 本新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

(10) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合には、当該組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、以下の条件に従い、吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社（以下、これらを総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に従い再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する新株予約権の数

組織再編行為の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。

② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、付与株式数につき合理的な調整がなされた数（以下、「承継後付与株式数」という。）とする。新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、払込価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後付与株式数を乗じた額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記(5)に定める本新株予約権の行使可能期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記(5)に定める本新株予約権の行使可能期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑦ 新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由及び取得の条件

上記(7)及び(8)に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

以　上

第２号議案　取締役１名選任の件

本合併後の経営体制強化を図るため、以下の１名の候補者につき、取締役への選任をお願いするものであります。
なお、当該選任の効力は、第１号議案「吸収合併契約承認の件」（当社とＳＢＩレオスひふみ株式会社との吸収合併契約承認の件）が原案どおり承認可決され、本合併の効力が発生することを条件として、本合併の効力発生日（2025年12月１日）に生じることといたします。

藤野　英人（ふじの　ひでと）　（1966年8月29日生）　所有する当社の株式数0株　新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年 4月　野村投資顧問株式会社（現　野村アセットマネジメント株式会社）　入社
1996年10月　ジャーディン・フレミング投信・投資顧問（現　JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社）
　ファンドマネージャー
2000年 2月　ゴールドマン・サックス・アセットマネジメント株式会社　ポートフォリオ・マネージャー
2003年 8月　レオス株式会社（現　レオス・キャピタルワークス株式会社）　入社
2003年 9月　レオス・キャピタルワークス株式会社　代表取締役社長
2009年 2月　同社　社長付CIO
2009年 9月　同社　CIO　兼　ひふみ投信運用責任者
2009年10月　同社　取締役CIO
2015年10月　同社　代表取締役社長　最高投資責任者
2020年 6月　同社　代表取締役　会長兼社長　最高投資責任者
2021年 2月　みらいターボ株式会社（現　ウィステリア株式会社）　代表取締役社長（現任）
2021年 3月　ViXion株式会社　取締役（現任）
2021年 4月　レオス・キャピタルパートナーズ株式会社　取締役
2024年 4月　レオス・キャピタルワークス株式会社　代表取締役社長CIO
2024年 4月　ＳＢＩレオスひふみ株式会社　代表取締役会長兼社長グループCEO（現任）
2025年 2月　レオス・キャピタルワークス株式会社　代表取締役社長（現任）
2025年 6月　レオス・キャピタルパートナーズ株式会社　代表取締役社長（現任）
2025年 7月　ながすな繭株式会社　取締役（現任）

取締役候補者とした理由

藤野英人氏は、ＳＢＩレオスひふみ株式会社の主要な子会社であるレオス・キャピタルワークス株式会社の創業メンバーであり、ファンドマネージャーとして豊富なキャリアを持っております。また、一般社団法人投資信託協会の理事を過去に務める等、投資啓発活動にも注力しております。
同氏は、これらにより培われた資産運用業界における経営者として豊富な経験と幅広い見識も有しており、当社の持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断したため新たに取締役候補者といたしました。

（注）１．候補者の保有する所有する当社株式の数は2025年10月15日現在のものです。
なお、候補者は、なお、候補者は、同日現在、ＳＢＩレオスひふみ株式会社株式を4,052,000株（同氏がその全株式を保有する資産管理会社であるウィステリア株式会社が所有する株式数を含む）所有しており、本合併により当社株式1,458,720株の割当てを受ける予定です。

２．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

３．候補者は社外取締役候補者ではありません。

４．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の損害賠償請求による損害等を当該保険契約によって塡補することとしています。候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
また、当該 保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

５．候補者の現在または過去10年間において当社の親会社であるＳＢＩホールディングス株式会社またはその子会社の業務執行者としての地位及び担当については、上記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」に含めて記載しております。

以上

臨時株主総会会場ご案内図

会場

パレスホテル東京 2階　葵
東京都千代田区丸の内一丁目1番1号　TEL 03-3211-5211

交通

JR　｜　「東京駅」丸の内北口より徒歩約8分
地下鉄　｜　「大手町駅」C13b出口より地下通路直結

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

ミックス
紙 | 責任ある森林管理を支えています
FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。